

特別徴収制度について

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税の特別徴収はしていない」ということはありませんか？ 所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者（事業主）は、個人住民税についても特別徴収していただく義務があります（地方税法第321条の4）。秋田県ではこの制度を徹底するため、平成26年度から特別徴収を一斉実施しております。

1. 個人住民税の特別徴収とは

○個人住民税…市民税と県民税をあわせた地方税。1月1日時点で住んでいた市町村に納付。
○特別徴収…給与支払者（事業主）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月の給与から個人住民税を引き去り納入する制度で、1年間の税額を12回に分けて納入していただきます。市町村が税額を計算してお知らせするので、給与支払者（事業主）が計算する必要はありません。

2. 特別徴収事務の流れ

① 給与支払報告書の提出（事業主→市町村）

事業主は、従業員の住所地の市町村へ毎年1月31日（鹿角市では1月15日）までに給与支払報告書を提出します。※年の途中で退職した従業員についても提出が必要です。

② 税額の計算（市町村）

③ 特別徴収税額の通知（③：市町村→事業主、④：市町村→従業員（事業主経由））

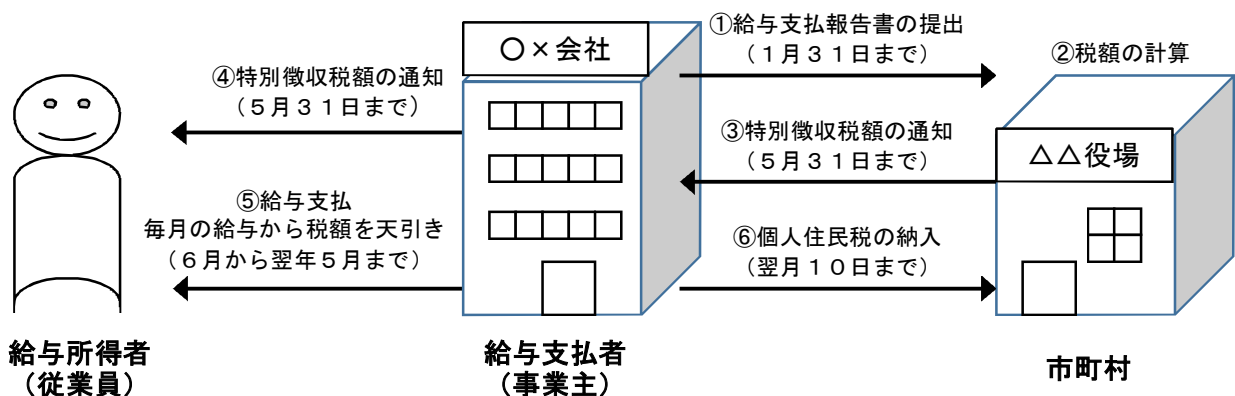
毎年5月31日までに特別徴収税額通知書（市町村からの税額通知書）を送付します（6月に支払う給与分から徴収を開始してください）。

⑤ 毎月の給与から税額を徴収（事業主）

事業主は、従業員へ給与を支払う際に市町村から通知された税額を天引きします。個人住民税の特別徴収期間は、原則として6月から翌年5月までの12ヶ月間です。

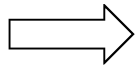
⑥ 徴収した税額の納入（事業主→市町村）

事業主は、従業員の給与から天引きした税額を、翌月10日までに納入します。各市町村から送付される納入書により、指定の金融機関で納入してください。（例：6月分の給料から天引きした分→7月10日までに納入）



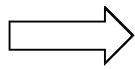
3. 変更があった場合の手続き

退職・転勤・休職など
特別徴収できなくなった



「給与所得者異動届出書」を提出してください。
1月1日～4月30日に退職される方については、
最後の給与や退職金から一括徴収してください。

年度の途中から特別徴収を
開始する従業員がいる



「特別徴収開始届出書」を提出してください。

提出いただいた翌月中旬に変更通知を送付しますので、通知した税額を給与から天引きしてください。鹿角市の特別徴収に係る届出関係の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

4. 特別徴収に該当しない場合

- ①退職者
- ②退職予定者(4月1日以降は除く)
- ③他の事業所で特別徴収されている方(乙欄該当者など)
- ④給与の支払いが毎月ではない方
- ⑤全従業員が常時2人以下の家事使用人のみの場合(家族従業員は特別徴収の対象となります)
- ⑥給与額が税額を下回る方

※上記に該当する従業員については、給与支払報告書提出の際に、仕切り紙により「普通徴収」として提出してください。

5. 納期の特例について

給与の支払いを受ける方が常時10人未満の事業所等は、特別徴収で納める回数を年2回(12月と翌年6月)に分けて納入することが出来ます(納期特例)。

希望する場合は、給与支払報告書提出の際に、統括表に朱書で「納期特例」と記載してください。

※年度の途中からの開始はできませんので忘れずに記入してください。

6. 特別徴収不履行の場合について

市町村から指定を受けた特別徴収義務者(事業主)が、特別徴収を行わない(納入の不履行を含む)場合には、以下の処分の対象となります。

①滞納処分(地方税法第331条)

特別徴収義務者の財産に対し、調査・差押等が行われます。

②脱税に関する罪(地方税法第324条第3項)

10年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれを併科する規定が設けられています。

7. eLTAX(エルタックス・電子申告サービス)をご利用ください

eLTAXとは、地方税に関する手続(法人税申告・給与支払報告書提出・償却資産申告)をインターネットで行うシステムで、紙での提出は不要となりますので是非ご利用ください。

電子申告サービスに必要な手続きは、エルタックスポータルセンタにて行います。詳細についてはこちらをご覧ください。◎エルタックスホームページ <http://www.eltax.jp>

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市 税務課 課税班
電話 0186-30-0213 鹿角市ホームページ <http://www.city.kazuno.akita.jp/>